



### 3. 手続きフロー【企業設立から営業開始までの手続きフロー、所要時間、費用(1. 外資規制の6. (2))】

	手続き内容	外食	小売	理美容	教育(学習塾)	フィットネス・スポーツ教室
ステップ 1	ネガティブリストに関する調査・検討	必要に応じてインドネシア投資調整庁(BKPM)に照会。				
ステップ 2	法人登記用の住所(および事業所在地/不動産物件)の手配・確保	不動産仲介業者、デベロッパーなど。				
ステップ 3	会社名登録	法務人権省(Ministry of Law and Human Rights)に申請。所要日数は約5営業日(注)。				
ステップ 4	原則許可の取得	投資調整庁(BKPM)に申請。所要日数は約20営業日(注)。 ※理美容に関して外資参入不可のため内資企業が地方政府からの許可				
ステップ 5	定款の作成	公証人(Notaris)事務所に依頼。所要日数は約7営業日(注)。				
ステップ 6	所在地証明(Domicile Letter)の取得	地方政府に申請。所要日数は約7営業日(注)。				
ステップ 7	納税者番号(NPWP)・課税事業者番号の取得(PNPKP)	所在地の税務署に申請。所要日数は約10営業日(注)。				
ステップ 8	銀行口座開設、資本金振込	インドネシア国内の銀行で開設。 当事者による銀行口座開設の後、株主が口座への資本金を入金。銀行は振込証明書を発行する。 所要日数は約10営業日。				
ステップ 9	法務人権省許可証(SK-Kehakitan)の取得	法務人権省に申請。所要日数は約5営業日(注)。				
ステップ 10	会社登録証明書(TDP)の取得	所在地の地方政府に申請。所要日数は約10営業日(注)。				
ステップ11	ロケーション許可(Izin Lokasi)	農地・空間計画省(国家土地庁)				
	妨害法許可(HO)	各地方政府				
	建設許可(IMB)	各地方政府				
	環境管理に関する承認 (環境監視/管理方法(UKL/UPL)、環境管理誓約書(SPPL))	地方環境管理庁(BPLH)				
	衛生証明	地方政府	-	-	-	-
	観光事業登録証(TDUP)	地方政府	-	地方政府	-	地方政府
	近代的商店事業許可(IUTM)	-	地方政府	-	-	-
	ハラール認証(※義務ではない)	インドネシア・イスラーム聖職者会議(LPPOM-MUI)		-	-	-
ステップ12	恒久営業許可(IUT)	投資調整庁(BKPM)				

(注)所要日数は、業務委託先の調査によるが、実際にはより時間がかかることが散見されるので注意。